


排水設備指定工事店指定の流れ

1. 申請書提出

- 
- ①下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第2号）
 - ③商業登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - ④住民票の写し（個人の場合）
 - ⑤営業所の平面図及び付近見取図（様式第3号）
 - ⑥営業所の写真
 - ⑦専属排水設備責任技術者名簿（様式第4号）
 - ⑧排水設備責任技術者認定証の写し
 - ⑨責任技術者が専属を確認できる書類の写し
 - ⑩機械器具調書（様式第5号）及び各機械器具の写真
 - ⑪申請者の市町村納税証明書（法人⇒法人市民税、個人⇒市民税）

2. 審査 （指定申請手数料の納付）



3. 下水道排水設備指定工事店決定（通知書・指定店証の発行）

【注意事項】

- ★申請内容に変更があった場合はすみやかに届け出て下さい。
- ★指定の更新は5年ごとに必要です。更新料は不要です。

～瑞穂市下水道排水設備指定工事店規則より抜粋～
(指定工事店の責務及び遵守事項)

第8条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 工事は、責任技術者の監理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長からの要請があった場合には、これに協力するよう努めること。